○北秋田市移住者融資資金利子補給費補助金交付要綱

平成29年10月23日　北秋田市告示第119号

（目的）

第１条　この要綱は、北秋田市（以下「本市」という。）への移住者の定住を図ることを目的として、移住初期の経済的負担に対する支援を行うため、移住者融資資金利子補給費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、移住とは秋田県外から本市へ住民登録し居住することをいう。ただし、補助金の交付を希望する者が過去において本市に住民登録し居住したことがある場合は、本市を転出した日から１年以上経過した後、本市へ住民登録し居住することをいうものとする。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付対象者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

（１）　本市と提携する金融機関（以下「融資機関」という。）から、別表に定める移住者向けローン（以下「移住者ローン」という。）を借入れた者

（２）　秋田県外から本市への移住の事実を確認することができ、かつ融資実行日時点で移住後３年以内の者

（３）　転勤等により一時的に本市へ住民登録し居住する者以外の者

（補助対象経費）

第４条　この補助金による補助対象経費は、補助対象者が融資機関から借り入れた移住者ローンの返済額のうち、毎年４月１日から翌年３月31日までの期間に生ずる年利２．５％を上限とした利子の全額とする。ただし、補助対象者による返済が遅延したことに起因して増額された遅延利息は、対象としない。

（対象支援ローン）

第５条　補助金の対象となる移住者ローンは、平成29年４月１日から平成34年３月31日までの間に貸付けが実行されたものとする。

２　補助金の対象となる移住者ローンの融資金の使用使途は、融資機関が定めた使途とする。

３　この補助金の補助対象期間は、対象となる融資の実行を受けた時から最大７年間とする。

（補助金の額等）

第６条　補助金の額は、補助対象経費の10分の10の額とする。

２　補助金の交付の回数は、原則として、同一世帯につき１回に限る。

３　補助金の額を算定する基準となる期間は、申請初年度においては融資実行日から当該年度内の３月31日までとし、２年度目以降においては毎年度の４月１日から翌年３月31日までの期間とする。

（交付申請等）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、北秋田市移住者融資資金利子補給費補助金交付申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。ただし、２年度目以降の申請の場合は、添付書類を省略することができるものとし、返済予定に変更が生じた場合は変更後の書類を添付するものとする。

（１）　移住者ローン返済予定表

（２）　移住者ローンを借入れたことを証明できる書類（金銭消費貸借契約証書等）

２　前項の申請書の提出期限は、次のとおりとする。

（１）　初年度の申請は、融資実行日から１カ月以内とする。

（２）　２年度目以降の申請は、当該年度の４月返済日より前とする。

３　市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかに審査し、北秋田市移住者融資資金利子補給費補助金交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第８条　補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、毎年度、支払期間が終了後、速やかに実績報告書（様式第３号）に支援ローンの返済を証明できる書類を添付して市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による実績報告書の提出があったときは、北秋田市移住者融資資金利子補給費補助金返済確認書（様式第４号）により各年度の末日における返済状況を融資機関に照会するものとする。

３　融資機関は、前項の規定による照会があったときは、速やかに回答するものとする。

４　市長は、第１項の規定により提出された実績報告書について、第３項の内容を踏まえて速やかに審査し、北秋田市移住者融資資金利子補給費補助金確定通知書（様式第５号）により補助事業者に通知するものとする。

　（補助金の請求）

第９条　補助事業者は、前条の規定による確定通知書が届き次第、速やかに請求書（様式第６号）に返済を証明する書類等を添付して提出しなければならない。

（補助事業の終了）

第10条　補助事業者が、借入れした移住者ローンの返済が終了する前に北秋田市から転出したときは、転出した日をもって補助金の交付を終了するものとする。

（補助金の打切り等）

第11条　市長は、補助事業者が移住者ローンの融資金をその借入れの目的以外に使用したと認めるとき、申請書に虚偽の記載があったと認めるときその他市長が補助金を交付することが適当で無いと認めるときは、補助金の支給を打ち切り、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

（報告の徴取等）

第12条　融資機関は、市長が当該融資機関の行った移住者ローンの融資に関し報告を求めた場合又はその職員による当該融資に関する帳簿、書類等の調査の実施を求めた場合、これに協力するものとする。

（その他）

第13条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

（施行期日等）

１　この告示は、公布の日から施行し、平成29年４月１日から適用する。

　（告示の失効）

２　この告示は、平成34年３月31日（以下「失効日」という。）限り、その効力を失う。

（失効に伴う経過措置）

３　失効日において補助金の対象となる移住者ローンの借入残高がある場合、移住者ローンを借入れた者と融資機関の当初契約に基づく移住者ローンの返済期間内に限り、この告示はなお効力を有する。

別表（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 融資機関名 | 支援ローン商品名 |
| 秋田銀行 | 移住・定住サポートローン |

様式第１号（第７条関係）

平成　　年　　月　　日

北秋田市長　あて

申請者　住所

　　　　氏名　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　電話

北秋田市移住者融資資金利子補給費補助金交付申請書（兼同意書）

　北秋田市移住者融資資金利子補給費補助金の交付を受けたいので、北秋田市移住者融資資金利子補給費補助金交付要綱第７条第１項の規定に基づき申請します。

　なお、補助金の審査及び交付の目的のため、北秋田市が私及び世帯構成員の住民登録情報、所得及び課税状況等を住民基本台帳、住民課税台帳等の公簿により調査すること及び市と融資を受けた金融機関との間で、利子補給費補助金の交付のために必要な情報を交換することに同意します。

記

１　補助金申請額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　支援ローン商品名

３　添付書類

　(1)　支援ローン返済予定表

　(2)　支援ローンを借り入れたことを証明できるもの

　　※添付書類は、２年度目以降の申請時には省略することができる。ただし、返済予定に変更が生じた場合は変更後の書類を添付することとする。

様式第２号（第７条関係）

指令北秋総政

平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

北秋田市長　　　　　　　　　　　　　㊞

北秋田市移住者融資資金利子補給費補助金交付決定通知書

平成　年　月　日付けで申請のありました補助金については、北秋田市移住者融資資金利子補給費補助金交付要綱第７条第３項の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

１　補助金の決定額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　支援ローン商品名

３　注意事項

　(1)　補助金は毎年度４月から３月までの返済利子の全額になります。

(2)　支援ローンの返済が終了する前に転出したときは、転出した日をもって補助金の交付を終了します。

　(3)　必要があるときは、支援ローン返済に関する書類の提出を求めることがあります。

(4)　要綱第11条の規定に該当するときは補助金の支給を打ち切り又は補助金の一部若しくは全部について返還していただく場合があります。

様式第３号（第８条関係）

平成　　年　　月　　日

北秋田市長　様

申請者　住所

　　　　氏名　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　電話

北秋田市移住者融資資金利子補給費補助金実績報告書

　平成　　年　月　日付け指令北秋総政　　で交付決定のありました北秋田市移住者融資資金利子補給費補助金について、北秋田市移住者融資資金利子補給費補助金交付要綱第８条第１項の規定により、下記のとおり実績報告書を提出します。

記

１　補助金の確定額（年度内の返済額のうち利子全額）　　　　　　　　　　　　　　円

２　支援ローン商品名

注）支援ローンについて、返済を証明できる書類を添付してください。（例：金融機関発行のもの、口座引き落としの場合は振り込みが分かる部分のコピーなど）

様式第４号（第８条関係）

北秋総政

平成　　年　　月　　日

融資機関の本・支店の長　あて

北秋田市長　　　　　　　　　　㊞

北秋田市移住者融資資金利子補給費補助金返済確認書

　北秋田市移住者融資資金利子補給費補助金交付のため、下記について北秋田市移住者融資資金利子補給費補助金交付要綱等に基づき、照会します。

　なお、回答にあたっては、本文書の写しに、３　照会事項記載欄の所要事項を記入のうえ、ご回答ください。

記

１　照会事項

　　補助事業者にかかる次の事項。

①融資額　②融資実行日　③　　年度返済額　④左のうち利子額

２　基準日

上記③及び④については、　　年３月31日時点における実績額を計上してください

３　照会事項記載欄

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 補助事業者名 | ①融資額 | ②融資実行日 | ③　　年度返済額 | ④左のうち利子額 |
| １ |  | 円 | 年　月　日 | 円 | 円 |
| ２ |  | 円 | 年　月　日 | 円 | 円 |
| ３ |  | 円 | 年　月　日 | 円 | 円 |
| ４ |  | 円 | 年　月　日 | 円 | 円 |
| ５ |  | 円 | 年　月　日 | 円 | 円 |

（文書番号）

平成　　年　　月　　日

北秋田市長　様

融資機関の本・支店長名　　　　　　　㊞

　照会のあった本件について、上記の３照会事項記載欄のとおり回答します。

様式第５号（第８条関係）

北秋総政

平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

北秋田市長　　　　　　　　　　　　　㊞

北秋田市移住者融資資金利子補給費補助金確定通知書

平成　年　月　日付けで提出のありました実績報告書について、北秋田市移住者融資資金利子補給費補助金交付要綱第８条第４項の規定により、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

１　補助金の確定額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　支援ローン商品名

３　注意事項

　(1)　補助金は毎年度４月から３月までの返済利子の全額になります。

(2)　支援ローンの返済が終了する前に転出したときは、転出した日をもって補助金の交付を終了します。

　(3)　必要があるときは、支援ローン返済に関する書類の提出を求めることがあります。

(4)　要綱第11条の規定に該当するときは、補助金の支給を打ち切り又は補助金の一部若しくは全部について返還していただく場合があります。同条の規定にかかわらず、市長において必要があると認めた場合も、また同様です。

様式第６号（第９条関係）

平成　　年　　月　　日

北秋田市長　あて

申請者　住所

　　　　氏名　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　電話

北秋田市移住者融資資金利子補給費補助金請求書

　北秋田市移住者融資資金利子補給費補助金交付要綱第９条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

１　請求額　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　振込先情報

　(1)　金融機関名

　(2)　本支店名　　　　　　　　　　　　　　　　　（本店・支店）

　(3)　預金種類　　　　普通・当座・その他（具体的に　　　　　　　　　　）

　(4)　名義　　　　　　補助事業者ご本人名義のみ有効とします

　(5)　口座番号

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

　　※右詰めで記入してください